

令和8年度坂井市吹付けアスベスト調査事業

市では、建築物の吹付けアスベスト調査補助を希望される方に助成を行っています。

対象となる者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- 1) アスベスト含有調査を行う建築物の所有者
- 2) 市税を滞納していない者

対象となる建物

次に掲げる要件をすべて満たす建物

- 1) 市内に存する民間建築物であること（一戸建て住宅及び木造建築物を除く。）
- 2) 平成18年8月31日以前に建てられていること
- 3) 県のアスベスト台帳に記載されていること
- 4) 吹付け建材が施工されていること
- 5) アスベスト調査に関する他の補助金等の交付を受けていないこと

※吹付け建材とは…吹付けアスベスト、吹付けロックウール、
吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト（ひる石）等
(参考：アスベスト含有建材データベース <http://www.asbestos-database.jp/>)

対象となる調査が可能な県内の分析機関

- 1) 社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定に対応できる分析機関」

機関名称	住所	電話番号	FAX 番号
(株)福井環境分析センター	越前市北府2丁目1-5	0778-21-0075	0778-24-0968
福井県環境保全協業組合	福井市角折町第8号3番地	0776-35-4001	0776-35-2140
(株)北陸環境科学研究所	福井市光陽4丁目4-27	0776-22-2771	0776-22-1701

補助金の額

アスベスト含有調査にかかる費用の全額（消費税及び地方消費税を除く。）とし、

1棟につき25万円を限度とする。

※1棟に数種類の吹付け材がある場合を想定し、25万円を限度としていますが、
一般的にかかる費用は7万円程度となります。

申込期間（予算に達し次第終了します。）

令和8年4月1日（水）～令和8年12月18日（金）午後5時必着

申込方法

県のアスベスト台帳に記載されているかを確認する為、申請前に照会願の提出が必要となります。

申請を希望される方は、アスベスト台帳照会願を都市計画課までご提出ください。

（様式は、ホームページからもダウンロードできます。）

提出先

坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市建設部都市計画課（TEL0776-50-3052）